

規格調査会 専門委員会規程
(平成 20 年 4 月 14 日 制定)
(2018 年 12 月 17 日 改正)

(目的)

第 1 条 本規程は、規格調査会規程第 12 条に定められる事項を扱うにあたり必要な処理要領を定める。

(専門委員会構成)

第 2 条 専門委員会に、委員長1名、委員若干名及び幹事若干名をおく。必要により専門委員会主査又は専門委員会副委員長を若干名おくことが出来る。

2. 専門委員は、次の委員種別で構成する。

- (1) 1号委員 第4条により委嘱された学術機関等中立団体又はその組織に所属する個人
- (2) 2号委員 第4条により委嘱された法人及びその組織に所属する個人
- (3) 3号委員 第4条により委嘱された各専門委員会の業務遂行上連携の必要性がある関連団体及びその組織に所属する個人

第 3 条 必要に応じて専門委員以外の専門家及び関係者もオブザーバとして専門委員会へ参加することが出来る。

2. オブザーバの承認は、各専門委員会が行う。

(委嘱)

第 4 条 各専門委員会の専門委員は、専門委員長の推薦により規格調査会委員長が選定し会長が委嘱する。

(会議)

第 5 条 専門委員会の会議は、第2条に定める専門委員構成で行う。

第 6 条 専門委員会の議長は各専門委員会細則で定める。

(国際会議の招致)

第 7 条 国際委員会において、前回会議で日本開催の要請を受けた場合、専門委員会に諮り諾否を決定する。緊急を要する場合は、専門委員長及び専門委員会幹事、専門委員会副委員長又は主査の協議により、諾否を内定する。

(経費・旅費)

第 8 条 専門委員会の経費は共通会計をもって支弁する。

2. 原則として、旅費は支給せず、委員は専門委員会のみのための旅費について所属機関から支給されるよう努力しなければならない。ただし、以下の条件を満たす場合、事務局に申し出た者に、総務理事・会計理事が確認して別途「役員会等の出席に要する旅費支給規程」に定める必要旅費を支給することが出来る。

- (1) 専門委員会のためにのみその交通費を必要とする場合
 - (2) 所属機関から支給されるよう努力しても、支給されない場合
3. 専門委員会を代表して活動を行う場合においては、専門委員会を構成する複数委員の所属機関から、代表者の活動に必要な旅費等の分担支給を受けることが出来る。この場合、費用の分担方法、経費支出細則は個別の専門委員会細則で定める。旅費の扱いについては規格調査会旅費規程による。

(規程の変更)

第 9 条 本規程の変更は、理事会の承諾を得て行われる。

(発効)

第 10 条 本規程の発効は平成 20 年 4 月 14 日とする。

附則

2018 年 12 月 17 日改正は、改正日から施行する。